

令和7年度琴平町職員採用試験案内

「小さくても みんなが笑顔で 幸せを感じるまち」をつくるため、私たちと一緒に働きませんか？



〈申込受付期間〉 令和7年12月19日（金） ～ 令和8年1月9日（金）

〈第1次試験日〉 令和8年1月25日（日）

〈採用予定日〉 令和8年4月1日

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
保育教諭	短大卒業程度	若干名	琴平町に勤務し、専門の業務に従事します。 （就学前の子どもに対する教育及び保育） ※採用後は、町内の認定こども園（2か所のうちいずれか）に勤務します

2 受験資格

（1）試験区分ごとの受験資格は、以下のとおりです。

平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、令和8年4月1日時点で有効な幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込の者。

（2）次のいずれかに該当する者は受験できません。

（ア）日本の国籍を有しない者

（イ）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（ウ）琴平町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（エ）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

なお、申込用紙記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認します。

（1）第1次試験

第1次試験では、筆記試験を短大卒業程度の区分別で次のとおり行います。

試験	方法及び内容
職務能力試験 1時間・60題	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等について択一式により行います。
性格特性検査 20分・150項目	公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面から特徴について択一式により行います。

専門試験 1 時間 30 分・30 題	試験区分に応じて必要な専門的知識及び能力について択一式により行います。 試験問題は別表に掲げる分野から出題します。
------------------------	--

別 表

保育教諭の 出題分野	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健 ※障害児教育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
---------------	--

（２）第２次試験

第２次試験では、口述試験及び実技試験を行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
口 述 試 験	面接等により積極性、社会性、責任感、情緒安定性、コミュニケーション能力等人物について試験を行います。
実 技 試 験	保育教諭の職務に必要な技能について、実技（ピアノ等）による試験を行います。 ※詳細は、第１次試験合格者に別途通知します。

４ 試験の日時、場所及び合格者発表

全ての試験区分とも以下の日程です。

日時等 試 験	日 時 ・ 場 所	合 格 者 発 表
第１次試験	令和8年1月 25 日(日) 受付時間 午前8時 30 分～8時 45 分 試験時間 午前8時 50 分～午後 12 時 30 分頃 場 所 琴平町役場 (琴平町榎井 817-10)	2月上旬に町役場等に掲示するほか、合格者に通知します。
第２次試験	日時 別途、本人に通知します。 場所 琴平町役場	町役場等に掲示するほか、合格者に通知します。

５ 合格から採用まで

- （１）この試験の最終合格者は、令和8年4月1日採用の予定です。
- （２）この試験に合格しても、令和8年3月31日までに幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得できなかった場合や、卒業見込みの人が卒業できなかった場合、受験に必要な資格を満たすことができなかった場合は、原則として採用される資格を失います。
また、合格後や採用後に、受験資格がないことや経歴を詐称していたことが判明した場合は、採用を取り消します。
- （３）教育公務員特例法第12条の規定により、採用の日から原則1年間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

6 給与及び勤務時間等

- (1) 採用された場合の初任給料月額は、おおむね次のとおりです。

なお、受験する試験区分に関する職務経験等があれば、加算される場合があります。

試験区分	給料月額
保育教諭(短大卒業程度)	222,600 円 + 職歴加算分

このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

なお、こども園に勤務する職員については、特殊勤務手当（勤務日1日につき 300 円～）が支給されます。

- (2) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。

ただし、変則的な勤務をすることがあります。

- (3) 勤務場所は、琴平町内の認定こども園（南こども園・北こども園のいずれか）です。

業務内容によっては琴平町役場本庁及び琴平町内に所在する出先機関で勤務することがあります。

- (4) 休暇は、年次休暇のほか、疾病等の場合の病気休暇、結婚、忌引、出産等の特別休暇や、育児休業、介護休業等があります。

- (5) 勤務中及び通勤中の事故及びケガ、病気について、地方公務員災害補償基金による補償を受けることができます。

- (6) 公立学校共済組合香川支部及び香川縣市町村職員互助会に加入し、短期給付、長期給付および各種福利厚生を受けることができます。

- (7) 香川縣市町総合事務組合に加入し、退職時には勤続年数及び退職事由に応じて退職手当を受けることができます。

7 受験申込手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求

申込書及び受験票の様式は、琴平町総務課窓口、郵便による請求又は町ホームページからダウンロードできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「**採用試験申込書類請求(保育教諭(短大卒程度))**」と朱書き、返信用封筒(角形2号。180 円切手を貼付し、宛先を明記したもの)を必ず同封してください。

- (2) 受験申込先及び申込方法

提出書類

①申込書

②受験票(最近3ヶ月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向・縦5cm・横5cm 以内で本人と確認できるもの)を貼り付けること。)

③返信用封筒(長形3号封筒。110 円切手を貼付し、宛名を明記したもの。)

申込みは、申込用紙に必要な事項を記入し、返信用封筒を添えて琴平町総務課へ提出してください。

郵便で申込みをする場合は、封筒の表に「**町職員(保育教諭(短大卒程度))受験申込書在中**」と朱書き、**簡易書留**で郵送してください。

【宛先】〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10 琴平町総務課

受験票は、あとで郵送しますが、**令和8年1月21日（水）**までに受験票が到着しないときは琴平町総務課に必ず照会してください。

なお、試験の当日、受験票がない場合は受験できません。

(3) 受付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月9日（金）まで、平日午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、**期間内必着**とします。（郵便事故等により不着の場合でも責任を負いません。）

受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

8 その他

(1) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、申し込み時に申し出てください。

(2) この試験についての問い合わせは、琴平町総務課（電話：0877-75-6701／FAX：0877-73-2120）でお答えします。

(3) 試験場には駐車場（琴平町役場駐車場）はありますが、行事等により混雑する場合がありますのでご承知ください。やむを得ず駐車できない場合は、琴平町営駐車場等をご利用ください。

自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。

(4) 第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。

(5) 台風や新型コロナウイルス感染症の影響等により日程を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、琴平町ホームページ <https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>によりお知らせする予定です。